

「越後屋事件」と桐生絹取引

——幕末期における二つの対立——



小林公子

第一章 「越後屋事件」とは

「越後屋事件」とは安政二年（一八五五）五月、当時江戸呉服問屋仲間行事であった越後屋の支配人が江戸呉服問屋仲間を代表し、桐生絹買次の佐羽吉右衛門を相手取り、絹取引の流通規制をめぐる争われた訴訟事件である。

このような対立がなぜ生じたのか。江戸中期以降、各地に特産物生産地帯の発生を見、それらをめぐり、従来からの特権的商人と在郷商人との間に流通経路についての対立は各地・各産物に多く見受けられるようになる。又、それに対応する幕府の施策も、文化年間の十組問屋仲間の設定、天保の株仲間の解散、そして嘉永の仲間再興令など目まぐるしく変転をなし、「越後屋事件」も又、そうした一連の動きの中で発生した事件である。

一方、桐生という土地の特殊性もこの事件を検討する上に大きな関わりをもっている。桐生は常に旧桐生領五十四ヶ村がまとまって行動をし、土地の支配形態や絹永・桑永といった小物成の上納も他の地に例をみない特殊な土地柄で、生産される絹織物は「関東の西陣」と称せられる高級品であり、その生産・流通の面においても従来から特異な面を有していた。そうした過去のいきさつが「越後屋事件」の背景に大きな関わりをもったと考えられる。

しかも、当時の桐生は高級織物産地として発展するとともに、生産過程の分化が行われ、分業形態が生じ、階級分化が進んでいた。そこには著しい貧富の差が現れるような事態もあり、天保以来の織物業の衰退とともに、領内においても社会的に不穏な状態がみられるようになる。そのようなことも「越後屋事件」を検討する上で見逃すことは出来ない。このような視点を中心として検討を進めていきたい。

第二章 越後屋事件の経過

安政二年（一八五五）五月九日、江戸呉服問屋行事越後屋支配人と五郎の訴状には、^(一)「去ル亥年問屋再興被 仰付難有仕合二奉存候、其節商躰之品下落之仕法心配仕候共、呉服物出所之国方引合何分行届不申、仲間一統奉恐入候」と、嘉永の仲間再興令によつて諸商品の値下げをはかられたが、呉服物を出荷する國側の統制がうまくいかないのは恐れ多いことであるとし、又、「桐生町織物之儀、近年流行仕、右品々同所買次式拾吉人之者より買送り候處、追々買次之規矩相崩、右之外小前同渡世之もの迄仕法流、私共問屋之外小前呉服屋雜商人迄直売増長致し、私共業体二相障難洪至極仕候間」と、桐生の絹織物が近年流行し、しかも問屋以外の小売商や雜商人にまで直売がなされるので、それら商人が増長し問屋業に支障が生じるので、商法通り取締まるようにと、買次の吉右衛門に引合し、国方にも書状を遣わして申し入れたが、吉右衛門外七人が罷越し、自俣に申張り、「更ニ商法不取用、左候而は品下落之仕法相立不申、外國々取締二相響キ」と、桐生側の取引の状態では、嘉永の仲間再興令によつて物価の引き下げを計つた施策の実施ができないと訴え出たものである。この訴状をうけ、奉行所では桐生側に詳細な始末書の提出を求めたのであつた。^(二)

この訴えに対し、桐生買次共は早速集會を開き議定連印證文を作成し、問屋仲間の横暴を非難し結束を誓つたのである。この議定連印證文では「佐羽吉右衛門外七人出府中二付一同罷出、種々相歎候得共更ニ御取敢無之、如何之御心得二有之候哉、掛合中一應之儀も無之、右吉右衛門相手取外七人旅宿江相預ケ、駿河町越後屋八郎兵衛殿惣代二相立南御番所様江及出訴當月十五日御差日之御裏書被相付、一同驚入且奉恐入候、對御得意方、御返答等申上候儀二は曾而無之仕法御定之外聊勘弁不相成候而は買繼之者共相統難相成、就而は上野州兩國町在数ヶ村之織屋共同様之儀、

國産之衰微別而桐生領五拾四ヶ村之儀は御由緒有之、御旗絹永上納方二も差支無餘義次第、只管歎願申上候儀二評決いたし、「惣代之者悪買繼御断等相成候節は一統より始末申立」「仲間之内萬一私欲二惑、右嘆願中は勿論、已來問屋衆中江品能義等申立、表裏之取斗いたす間敷候、もし右体之者有之候ハ、集評之上如何様被取斗候共一言之儀申間敷約定之事」といふような申し合わせをなし、惣代の者が買繼など断られても一同で責任をもち、問屋に対して表裏のある取り扱いなどなさないようにし、諸費用なども共同で分担する旨を定めている。「書上家文書」の中にも安政二年五月の集金雜記が残され、この訴訟に対する出費を集めたことが記録されている。

このようにして桐生絹買次たちは結束を固め、左の返答書^(四)を奉行所に提出したのである。

(史料一)

乍恐以書付奉願上候

一上州山田郡桐生新町百姓吉右衛門外八人奉申上候、呉服問屋行事駿河町桑七地借越後屋八郎兵衛京都住宅二付、店支配人と五郎より渡世筋差障り之儀申立、右吉右衛門江相懸り御訴訟相成、御吟味中外八人之者共は御差紙を以被 召出、當時御吟味中二御座候処、乍恐左二始末御答奉申上候

一此段桐生領五拾四ヶ村之義は、山谷地狭之村々農業而已二而は難取続養蚕織物之以助力御年貢上納百姓相続仕、乍恐関ヶ原御陣之節、御旗絹式千四百拾足織立被仰付難有御受奉申上候、依之御旗竿御しない竹共桐生領惣社天満宮於神前

御武運長久之御祈念奉申上一同奉献上御勝利被為遊候後、右社頭江御高式拾一石余御朱印地御寄附有之、御旗棹伐出候場所は御除地二被 仰付、御吉例之地二付領中諸役御免許被成置

御代御静謐之後、正保之度御代官諸星庄兵衛様御支配之砌、桐生新町於御陣屋代永二被 仰付、永三百拾七貫

百五拾文上納、御定畑歩二仕立置候桑御改之上御高二結、五拾四ヶ村二而六万八千束余、巻束二付永式文ツ、上納被 仰付、今以御簾絹桑永共御上納仕、農間所産之織物御當地并國々江売捌、連綿と百姓相続仕、偏二御仁徳難有仕合奉存候、先年より運上様之目論見致し候族不少候中、元禄十一寅年御當地本石町紀国屋伊右衛門と申者、絹巻疋二付鐙十八文宛判錢奉願上御聞濟相成候得共、前書之御由緒申立奉歎願御免二相成、其後宝曆十辰年武州本庄宿伊右衛門、同國臺河岸新五郎と申者より上武両國之絹賣買改判錢奉願上御聞濟二相成候処、石谷備後守様江奉歎願、是又御免除被成下、猶天明元丑年上州金井村名主半兵衛、同國新町宿問屋源左衛門、本陣五右衛門と申者より、上武式ヶ國之市場江改所相立、反物糸真綿買人より改判錢取之取締仕度段奉願上、願之通被 仰付候処、安藤弾正少弼様江惣代を以奉歎願、是又御免除被

仰付候程之御由緒之地二付冥加奉弁、去寅年海岸筋御嚴重之御備被為遊候節 御吉例之御簾絹奉献上度段石

河土佐守様江奉願上候処、願之通被 仰付、當三月中白縮面貳百反奉献上難有仕合奉存候、右様之次第二付、

文化年中十組問屋御取立之砌も、古来仕来之通り問屋外之無差別渡世罷在候処、文政度二至り呉服會所より外店商之儀二付、数度被及掛合、格別之御由緒御座候間、相断子細無之奉存候得共、得意之好身難黙止致熟談、外店商并打越通り荷物致候為趣意、買次之者共より年々金五拾兩ツ、差出し来り候所、去ル天保十三寅年手廣之御趣意被 仰出、依而呉服會所より以来趣意金差出候二不及旨申聞、其意二隨罷在候、然ル處、今般問屋再興被 仰出候二付、問屋共より新規自俣之商法相立、其旨相心得候處申談御座候得共、御當地入之諸品一手二改所江引取、荷主共少も手俣二不相成様被取扱候得八、不弁利、殊二外店商被差留候而は、数年来之得意二相離候而已ならず、売掛多分有之候得共差滞可取立處無之、及退転候者不少出来可申は眼前、且は國産衰微之基難泐無此上、種々勘弁方相歎候得共、更二不取用掛合中、吉右衛門相手取被及出訴驚奉恐入候、前書奉申上候

通、桐生領儀は、外国々之産物と違、右体被差障候而は格別之

御由緒之廉も相立不申、御簾永桑永共上納仕候詮無御座候様奉存候、右様成行候節八却而諸品直段二も相響奉
恐入候、乍併諸問屋再興被 仰出も奉恐伏候、文政年中熟談仕候通り、外店商并打越通り荷物致候為趣意金五
拾両宛差出候様可仕候間、何率格別之以 御慈悲前顯難洪之始末逐一被為聞訊、訴訟人江御利解被 仰聞、御
改革以前之通り被 仰付下置度、偏二御憐愍之御沙汰奉願上候、
右願之通御聞濟被成下置候八、無難永続仕、御仁恵と一同拳而難有仕合奉存候、 以上

安政二卯年

酒井大学頭領分

六月四日

上州山田郡桐生新町

百姓 吉右衛門

同 茂兵衛

組頭文左衛門召仕 吉兵衛

百姓 五右衛門

野州安蘇郡

戸奈良村住宅二付

店預人 吉左衛門

桐生新町組頭

差添人 武助

説楽八三郎御代官所

上州山田郡天王宿村

名主
定右衛門

中根敬次郎知行所

組頭
清三郎

同州同郡境野村

百姓
政兵衛

召仕
惣助

差添人
源兵衛

戸田大炊頭領分

野州足利郡小俣村

百姓
半兵衛

召仕
善七

百姓
半五郎

召仕
重兵衛

差添人
源太郎

同領分

同州同郡足利元町

百姓
十郎右衛門

御奉行様

召仕 茂兵衛

差添人 幸兵衛

返答書において桐生は御簾絹の由緒の地であり、元禄以来の三度の運上もすべて免除になり、当年三月にも白縮緬二百反を献上したことを述べ、「文政度二至り呉服改所より外店商内之儀二付数度被及掛合格別之御由緒御座候間、相断り仔細無之様奉存候共」^(一)「外店商内并二打越荷物渡候為趣意与買次之者共より年々金五拾両とも差出来り候」と既に文政年間に趣意金年五十両を納めることで外店取引と打越通り荷物が認められたいきさつが述べられている。

「外店商差留候而は、数年来之得意二相離れ是迄の売掛金多分二候得共、可取立様無之」と、外店は古くからの取引先で、売掛金も多く、直取引が出来なくなれば回収が困難で商売が成り立たないと、「右体売先等被差滞候而は格別之御由緒之廉も相立不申候、御簾絹永桑永共、上納仕候詮無御座候」と、絹永や桑永の上納も困難になり、御由緒の地が衰えると、文政時と同様に趣意金を五十両を差出すことで従来通りの取引を認めて欲しいと願出ている。

公儀に対してはあくまで丁重で低い姿勢をもって貫かれてはいるが、桐生側の強い意向が窺える返答書である。御由緒の誇りをもち、外店取引が桐生にとって欠くべからざるものとして従来の商法を守ろうとする姿勢が感じられる。

これ以降、安政四年（一八五）八月六日付で御番所あてに返答書が提出され、安政五年（一八五一）七月には関東取締役が内定を進めた際、江戸との取引についての桐生買次の口上書が存在するが、桐生側の事情を察したのかどうかの判断はできないが、五年間もの間さしたる吟味もなされず裁決も下されていない。

しかし、嘉永六年（一八五三）ペルーが浦賀に來航し、開港を求める大統領の親書を提出し、安政五年（一八五

には通商条約が締結され、横浜などの諸港が開港されるといった情勢の変化がもたらされた。また桐生でも天保一年（一八四〇）に一旦解決していた足利との絹市の問題が同年に再燃し、桐生町の百姓一同から桐生絹買の足利出市禁止を求める愁訴文が提出され、桐生町民と桐生絹買、足利絹買との間に紛糾が生じている。

こうした情勢の変化のなかで桐生を一層苦況に追いやるのは、開港により多量の生糸が輸出されることから、織物原料の生糸の値が急騰し、品薄となり、機屋は休業、奉公人も解雇するような事態が到来した。このような状況になり、安政六年七月に一回目の生糸輸出禁止を願う愁訴状を出したのを始め、九月と十月にも二回目、三回目の愁訴状を提出しているが何等成果を得られなかった。同年十一月には老中宛に駕籠訴まで決行するに及んだ。これに対しては格別の処分は受けなかったが、事態は一向に改善されず、領内の情勢は益々悪化し過激な行動をとろうとする者さえ現れるような状況も窺われた。

一方、江戸呉服問屋側にしても開港以来の貿易の増大で、関東絹生産地帯一帯に在方商人が農家の庭先まで訪れ、生糸の買い占めを行い、横浜に直送し、問屋の地盤であった特産物生産地帯の崩壊は顕著になった。この事態は江戸呉服問屋にはゆゆしきことで、桐生という一地方の取引先にこだわってられない状況に陥っていた。

「安政七申年（一八六〇）二月中、町御奉行所より御呼出し、去ル卯年十組呉服問やより被相手取候一件、願下ヶ二可致段被仰渡、當三月七日双方罷出済口書（史料二）差上相済申候」と「桐生買次仲間舊記」に記されており、奉行所は両者に示談を申しつけたのである。

（史料二）

差上申済口證文之事

一 呉服問屋行事駿河町条七地借越後屋八郎兵衛京都住宅二付、店支配人与五郎煩二付代常八奉申上候、去ル亥年間

屋再興被

仰付難有仕合奉存候、其後商躰品下落之仕法心配仕候得共、呉服出所之国方引合行届キ不申、仲間一同奉恐入候、然ル所上州山田郡桐生町織物之儀は近来流行仕、右品は同所買次屋貳拾壱人之ものより買送り来り候処、追々買次之規矩相崩、右之外小前同渡世之者迄従法二流、私共問屋之外小前呉服屋雜商人迄売買増長いたし、私共業躰二相障り難渋至極仕候間、商法取締方義、出府罷在候上州山田郡桐生新町百姓吉右衛門へ引合方仕、猶亦国方へも書状差遣し取締方之儀申遣候得は、吉右衛門外七人罷越、自佞之義申談行届不申、其後為惣代吉右衛門罷越、再應面談仕候得共更ニ商法不取用、左候而は品下落之仕法相立不申、諸国取締二も相響、乍恐難渋至極仕候間、無是非去ル卯年五月九日御訴訟奉申上候得は、同十五日双方可罷出旨、御裏書頂戴相附公事合、當日一同罷出、相手方より返答書奉差上御吟味相成、追々御糺御座候処、右一件は商品散乱不致様商法取締方願出候儀二付、難相立筋二は無之候得共、當節武州横浜表開港相成、在々よりも貿易品相廻し候折柄、追々諸荷物御取締方御取調も被為在候二而、一体之模様先頃中とは相違之廉も有之候二付、篤と下々二而示談仕、万一差支候節も御座候八、猶御願可申上旨、厚ク御利害之趣一同難有仕合奉承伏候間、何卒御吟味是迄二而御下ケ被成下置候様奉願上候得は願之通り被 仰付、偏ニ御成光と難有仕合奉存候、為後證濟口證文奉差上候處仍而如件

呉服問屋行事

駿河町条七地借

越後屋八郎兵衛京都住宅二付

店支配人と五郎煩代

願人 常八

安政七申年（万延元）三月七日

家主	条七
五人組	平蔵
名主	新右衛門

桐生買次廿壹人惣代

酒井大学頭領分

上州山田郡桐生新町

百姓吉右衛門煩二付代

相手	半六
----	----

差添人百姓代 吉右衛門

右宿馬喰町壹町目

家主藤兵衛煩二付代

金次郎

御番所様

このように証文を提出し、示談が成立したのである。証文には今後の取引の詳細には触れられていない。「篤と下々ニ而示談仕、万一差支候節も御座候八、猶御願可申上旨」と述べられているだけである。恐らく「従前通りで行い、万一支障があればその時には」という意味であろう。この結末は横浜開港という大きな情勢の変化によってもたらされたものではあるが、従前通りというのは桐生側には極めて有利な解決であったと思われる。

事件は以上のような経過をたどって解決された。この事件について何故このような対立が生じることになったのか。

たのか。それらについて経済的・政治的という二つの対立の面を中心に検討を進めてみたい。

注	(一)	『書上家文書』	B	-	-	一五
	(二)	『書上家文書』	B	-	-	八四
	(三)	『書上家文書』	B	-	-	八五
	(四)	『書上家文書』	B	-	-	五
	(五)	『書上家文書』	B	-	-	五
	(六)	『桐生織物史』	中巻	-	-	五三頁
	(七)	『桐生織物史』	中巻	-	-	九四頁
	(八)	『桐生織物史』	中巻	-	-	九九頁
	(九)	『桐生織物史』	中巻	-	-	一一三頁
	(一〇)	『桐生織物史』	中巻	-	-	一一六頁
	(一一)	『桐生市史』	上巻	-	-	一九〇―一二二頁
	(一二)	林玲子著『江戸問屋仲間の研究』				二七八―二八八頁
	(一三)	『書上家文書』	B	-	-	五
	(一四)	『書上家文書』	B	-	-	五

第三章 経済的対立の様相

まず、こうした対立の当事者となった江戸呉服問屋と桐生絹買次について、両者の仕法をみてみよう。

一 江戸呉服問屋側の仕法

文化一年、幕府の表株仲間に参加した江戸呉服問屋仲間の行動について、「桐生買次仲間舊記」には、「文化年中杉本茂十郎殿本人二而、十組問屋取立二相成候砌、江戸呉服問屋より掛合有之、出府其節御由緒之廉申立、古来之通御府内仕法二不拘手渡世仕来申候事」と記されて^(一)おり、又、(史料一)の桐生側の返答書にも「文化年中十組問屋御取立之砌も、古来仕来之通問屋外之無差別渡世罷在候処、文政度二至り呉服會所より外店商之儀二付、数度被及掛合、格別之御由緒御座候間、相断子細無之奉存候得共、得意之好身難黙止致熟談、外店商并打越通り荷物致候為趣意、

買次之者共より年々金五拾両ツ、差出し来り候」と、文化年間には御由緒の儀を申出て許されていたが、文政年間に至り度々の江戸呉服問屋からの申し入れに、趣意金を毎年金五十両ずつ差出すことで、従来通り仲間外商人との取引と打越荷物の許可の合意を得ていたことがわかる。

三) このような問屋の流通規制は桐生のみでなく他の地域にも見られ、越後縮の行商人に対し、文化一年(一八一三)に江戸の仲間外商人との取引禁止の訴訟をなし、八王子の縞買とも文政一年(一八二八)に訴訟沙汰に及ぶなどしており、これらは何れも公儀の意向として、問屋側に有利に解決していた。

幕府は天保二年(一八四一)一月三日にすべての株仲間の解散を行い、流通ルートを独占していた問屋仲間から切り離し、幕府自ら流通にタッチし、在方商人をも含めて自由に流通させることによって物価を引下げ、庶民の生活の安定をはかろうとした。この施策によって、従来公権力を背景に流通ルートを独占していた江戸呉服問屋にとっての打撃は大きかったと想像できる。

幕府は、既にこの時代に農民的商品経済の掌握に大きな関心を有していたが、従来のような三都を中心とした市場での特権的な商品の流通機構を通じては、これらの掌握は困難であると考え、営業を自由に広汎な範囲で多くの商人が自由に取引に参加することで、廉価販売が可能になると判断をなしこの措置を行ったのであった。^(四)

しかし、現実には株仲間を解散した結果、江戸・大坂間の荷物輸送が停滞し、仲間組合の棹の撤廃によって新営業者が乱立したため、商品の分配は均衡を失い、価格は安定せず、その高下が激しくなった。また、株仲間の解散で野離し状態におかれた在郷商人たちによって、江戸や大坂といった中央市場に限定されない多くの地域へ商品が広汎に流通することになり、その結果、江戸や大坂の物価は却って高騰する状態を引き起こすようにもなった。^(五)

嘉永四年(一八五一)三月、幕府は仲間再興令を公布した。「都而文化以来之通再興申渡、弥以御冥加金上納之御

沙汰無之候間」。「其後新規二商売相始候義を被禁候義之旨、此度問屋組合再興申付込、文化之ことく株札等相渡候義二八無之、人数増減は勝手次第之事二付」と、文化以来の仲間再興をはかられたが、冥加金の上納はなくなり、新しく商売を始めた者も自由に加入でき、株札の交付はなさず、人数の増減も自由にといい趣旨で、旧来の問屋仲間以外にも門戸を開放し、多くの商人を仲間組織に加え、商品の流通をスムーズにし、物価の引き下げをなそうとする意図をもつて行われたものであつた。^(六)

この触を受け、早速仲間再興をなした江戸呉服問屋仲間は同年五月廿日付で越後屋以下六名の連名で「仲間取締之儀御内合申度儀之有」との書状を佐羽吉右衛門以下四名の桐生絹買次宛^(七)に送つた。それを受け出府した佐羽吉右衛門に問屋側は外店直取引の中止と打越荷の制限の意向を伝え、吉右衛門は国元で相談するとして帰国したのであるが、「各様方御一統御相談被下、御国許御仲間并持下り衆中駈と取締相付候様」との書状^(八)も直接桐生に届けられ、問屋側の強い姿勢で臨んでいる様が窺える。

これに対し、桐生側では容易に結論を出すことが出来ず、「産物取締之儀、何分御趣意以来多人数二相成」^(九)、「遠方他行之者も有之、衆議区々而更二一決不仕殆と当惑仕候」と、回答の延期を要請している。

ようやく十月十日に再会合し、回答書を作成し送付したのであつた。この書状から呉服問屋仲間側の意向は「已来送り荷物不残御会所江差出し御改之上、其の先々へ御渡し」と、桐生からの荷はすべて会所送りとし、改めた上で取引先に回送しようとの意図が分かる。これに対して「桐生産物之儀は過半見込み送り之品御座候間」「時節を失ひ不慮之損分二も至り、且御急物造込も有之、種々差支多く」として、桐生からの荷の多くは見込み荷であり、問屋会所を通じては売ると時機を失い損失を生ずる恐れもあるとし、従来通り取引店への直送を認めて欲しいとの意向を伝え「御組外店二送り荷物、銀高反数之儀聊無相違、其時々御会所江御通達可申上候、尤外店行荷物并打越通り荷物は分

壹個二付銀五分宛差上可申候」と、江戸呉服問屋仲間以外の店へ直送した荷物の反数や高い高は必ず会所へ報告し、仲間店以外の荷物と打越荷物については一個につき銀五分ずつを納めるという妥協案を申し出ている。

問屋側としては江戸に多数発生している仲間外人を直接の流通ルートから閉め出すのが狙いであり、桐生の妥協案は本位ではなかったであろう。しかし、この後、三年半、両者の間に確たる動きは見出せない。

安政二年（一八五五）四月、江戸呉服問屋仲間は書状をもつて強硬な取締方針を伝えてきた。^(二二)「去ル亥年十二月中素人直売不相成、其筋問屋江相払用被仰付候後、御府内問屋共方二而相調、直売無之様取締仕法可仕之處」「御府内小前呉服屋素人迄御売捌之由承知仕」「追々品高直二成行、其の上直賣増長いたし、被仰出候御主意二不相協」と述べ、「御府内入津之分は呉服屋問屋改所江一般二着荷之上、夫々問屋方江配荷可仕様取極申候間」と、江戸に入る荷物はすべて呉服問屋改所に送り、改所から各問屋へ配荷するとしている。先に桐生側より申し入れていた見込み送りの品などについては「右差支無之様仕法相立候間、御懸念無之」と書かれているのみで、具体的な仕法は述べられず、疑惑があれば早々に江戸で面謁の上でという強硬な申し入れであり、桐生側が承諾できるような内容ではなかった。

四月二十四日付の書状が桐生へ到達したのは四月二十七日であり、すぐ会合を開き、二十八日付で返答書を送付し^(二三)ている。その対応はす速く、桐生側は緊迫した情勢を察知したのである。返答の内容は嘉永四年の口上書の通りに扱って欲しいというものであった。

返答書は五月朔日に江戸に到着し、出府していた佐羽吉右衛門ら五人が五月三日に呉服問屋仮会所へ届けた。六日に問屋側の要請を受けて出向いたところ、その意向は外店商との取引は一切禁止、見込み荷物で問屋側で引受のないものは改所で入札し、落札代金を荷主に支払うということで、それでは大損を招き商売が成立しないと抗弁したが決着はつかず、十日に再度集会して欲しい意向を伝え引き上げたのであった。が、それを待たず、問屋側では前述の如

く九日に訴え出たのである。

問屋側では、既に嘉永四年（一八五二）に「呉服商法」^(二二)を取り決め、八王子縞買や越後縮の商人に通達し遵守させている。次いで安政二年（一八五五）にも新たな商法が作成され、^(二四)嘉永年間には口銭を納めれば可能だった外店の取引を一切禁止させている。口銭を取って許可したのでは、跋扈する仲間外商人を規制するのは難しいと判断されたためであろう。これと同じくして桐生に対しても強硬な態度で臨み、訴訟沙汰になったのである。

従来からの江戸呉服問屋の仲間外商人に対する処置は如何なものであっただろうか。文化年間には江戸呉服問屋仲間は直接、仲間外店を訴え取締を行っている。^(二五)当時の文書に二百八人と記されている仲間外商人は仲間解散後乱立し、^(二六)数千人と称せられる如く増加をなし、^(二七)これらを問屋自体が直接取締まることは不可能であった。それ故、流通ルートの遮断という措置に出、強硬な姿勢を示したものと思われる。

しかし、嘉永四年の仲間再興令から安政二年の訴訟出願まで五年もの歳月がある。その間、桐生を訴えることへの戸惑いが、越後縮や八王子縞買たちに対したのとの違いを感じさせる。訴状にも今後一切桐生と取引はしないというような文言は見出せない。あくまで仲間外商人との取引禁止を求め、自己の独占的な流通経路の保持を目的としたものであった。

このような桐生に対しての特別な扱いはどのような理由によるものであろうか。その事情は享和十年に定められた越後屋の「買方条目」^(二八)の内容から察知できるように思う。「此五拾五六年已前より飛紗綾を織出し年増二大数織出し、其上紗綾之類或は綜綸子・生竜文・羽貳重迄も段々織出し、都而生織之品凡何二而も致出来候二付、魯并縮緬類追々出来候処、京都と違ひ其の土地二而糸何程二ても相調へ織立候故、京都より抜群下直二付候二付、桐生織追日繁昌いたし候、尤京都より高機之職人抔呼び下シ、紋柄もの等自由二織出し候様成行、其上染物師張物屋等も追々罷下り候

故、土地之族段々見覺手馴候二随ひ、年月を重ね候二任せ、桐生物諸品段々大数出来いたし候」と記され、桐生の生産技術は西陣に匹敵するまでに成長しており、原料の生糸が地元で大量に供給でき、高級絹織物が安価に生産されることで、江戸呉服問屋にとっては取引上欠かせない存在として、その取扱いについては慎重にならざるを得なかったと推察される。

- 注(一) 「書上家文書」B-1-1-5
 (二) 入交好脩稿「越後縮の生産並びに流通過程と特権商人と在郷商人」(「幕末の特権商人と在郷商人」)
 (三) 正田健一郎編「八王子織物史」上巻 六三九頁
 (四) 「天保改革の経済史的意義」(「日本経済史大系」4 近世下) 三二四頁
 (五) 「天保改革の経済史的意義」(「日本経済史大系」4 近世下) 三二五頁
 (六) 「江戸問屋仲間の研究」二六四頁
 (七) 「書上家文書」B-1-1-5
 (八) 「書上家文書」B-1-1-5
 (九) 「書上家文書」B-1-1-5
 (一〇) 「書上家文書」B-1-1-5
 (一一) 「書上家文書」B-1-1-5
 (一二) 「書上家文書」B-1-1-5
 (一三) 「八王子織物史」上巻 六五二、六五六頁
 (一四) 「八王子織物史」上巻 六六三、六六四頁
 (一五) 「江戸問屋仲間の研究」一九八、一九九頁
 (一六) 「下村家文書」「八王子織物史」上巻 五一三頁
 (一七) 「書上家文書」B-1-1-5
 (一八) 三井文庫 七一

二 桐生側の仕法

問屋側の仕法に対して桐生側の仕法はどのようなものであったか。先ず仲間外商人との取引の実情を伝え、その禁止の桐

生への影響が述べられている口上書（史料三）を見てみよう。

（史料三）

口上書

此度江戸呉服問屋より桐生買次仲間江被申出候趣意、左二、

一元組仮組両問屋之外は、外店与唱、数千軒有之候店々へ直キ売不相成候事。

一 国々より売人持参荷物不相成事。

一 右問屋九十貳軒へ送り候荷物迎も改会所へ送り付、同所より夫々相配り候事。

一 右送り荷物不向之品を其店より送り状相添、改所江被相戻、同所より猶又送り状相添両問屋中へ相廻し品物銘々存意二叶不申不捌之節は、改所二而打寄入札之上、荷主へ掛合、安直二見切売捌二不相成候得は、荷主へは不相渡改所より直二国元江送り返し候事。右之外種々勝手自尽之儀被申立候。

一 右二付買継仲間より年々金五拾両宛差出し熟談頼入候得は、一切金談二相拘り不申候趣二而、取敢不申候。左候迎先方存意二随ひ候而八買次は不申及村々織元衰微可致者必定二御座候。

一 当時江戸仕入方振合致注文候而八割合悪敷候間、大勢之品持よせ見競、其内二而割合宜鋪物計買取、半分八都物と唱へ、差戻し二相成候得共、数千軒之外店へ売捌候故、渡世二相成候得共、外店へ一品たりとも売捌二不相成候而は、以来買次中仕入方注文物計二而見込之品一切買入兼候故、織出し候物あふれ勝二而相場引立不申、殊二不用もの多分出来、自然織元不引合二相成、機数減候は必定二可有之候。

一 前文之通年々五拾両差出し、譬今般熟談行届候而も年来積候得は、莫大之金子土地之損失二相成、第一御由緒之廉二差障り候儀を、買継之者より取極候而は、村々へ対し落ち度之至二候得共、

御奉行所様より再興被 仰付候儀、殊二得意方重立出訴之儀、実二不得止事申出候儀に御座候、御諒察可被下候。
一此上追々嚴重之御理解も有之候而、買次仲間二而公邊持はれ不申一躰御由緒之儀は、村々地方二有之買継より申立候而は、御取用無之は当然之儀二御座候。依而買次中より村々へ只々御相談申入御存意承度由二御座候。宜御勘考可被下候。

一御由緒之儀は村々より被仰立候へ八、御案内之通り年々大金之上納永も有之、殊二是迄、右之廉被申立、御運上筋三度まで御免二相成候、先年之日光道中異例之助合被 仰付候も 御由緒申立、全一時限り二而、 御免二相成又候。當三月中為御軍用縮緬献納御受取二相成居、今般も同様之趣意二候間、村々より被申立候へは、願意相立候は必定二可有之候。是又御深考可被下候。

一右様是迄数度之申立、逸々

御由緒之廉立派二相立居候儀を、此度之一條二而、空鋪相成候は、聊之費用を吝ミ、大切之御吉例御由緒二人身汚れ付候道理、御國恩冥加二背キ可申候。買次仲間は勿論村方二とり、不容易儀二而、数十年來後は御伝馬役其外御軍役等、何様之儀可有之も難計、忽而當節 御由緒暇と相立居不申候而八、村々難儀二及候儀可有之は勿論、大切之 御吉例御由緒後二は消行可申も恐入候儀、殊二は是迄数万之大金為御簾絹致永上納置候分、空鋪損失候も、同様之儀此度之大変聊之入用厭候場合に無之、何村二而は誰々役中二ケ様之儀二而大切之 御由緒相潰れ候と渡世江相残り、残念之至二存候。萬一買次仲間二而持はれ不申節は、村役人中は以高割入用調達被致、機屋は身柄二応し被致出金一村吉人宛出府致、歎願候八、御領主様御地頭所様二而も、右件々御深察被下置候八、何様二も御進達可被下置恐多毛

東照権現様より御立被為置候御吉例御由緒大切二心得候儀、太平之御一助、別而當

御代江對し奉り候而も忠勤之筋二而御取り潰し二難相成儀、篤と事實弁別候八、速二願意相立可申左様候八、如何様二も機屋仲間相互い二正路之規定取極り、ぬけもの等之患も無之、奉公人下職規矩相立、弥増繁榮之基二可相成、是又御深考可被下候。

一此上買繼仲間申分相立不申、江戸問屋二歸伏候様相成候得は、逆も是迄之通渡世不相成、及其節存し立候而は、願筋後手二相成可被及後悔御勘考可被下候。

右口上書之趣、其御最寄り二而、篤と御相談可被下候。以上

安政二卯年七月六日

三丁目蛭子屋文蔵宅二而五十四ヶ村 村之役人中集会之節 口上書

この文書は「越後屋事件」について五十四ヶ村の村役人が集会の席で、桐生領民の決意を伝えたものであるが、領民の意向については次章の政治的対立の中で触れたい。

文章に記されている問屋取引の実態は「当時江戸仕入方振合致注文候而八割合悪敷候間、大勢之品持よせ見競、其内二而割合宜鋪物計買取、半分八都物と唱へ、差戻し二相成候得共、数千軒之外店へ売捌候故、渡世二相成候」と、問屋方では良い品のみを購入し、残りの品は外店に売捌いて商いが成立している様が述べられている。「買次中仕入方注文物計二而見込之品一切買入兼候故、織出し候物あふれ勝二而相場引立不申、殊二不用もの多分出來、自然織元不引合二相成、機数減候は必定二可有之候」と、問屋の注文の品のみでは、生産された多くの品が購入されず、織屋が立ちいかなくなる事情が説明され、桐生織物業の現状からして外店取引が不可欠であり、既にこのような取引慣行が成されていることから外店取引の禁止は死活問題であることが理解できる。

又、(史料一)の奉行所に提出した返答書にも「数年来之得意二相離候而已ならず、売掛多分有之候得共差滞可取立処無之」と記され、売掛金の回収も不能になることもあり、そのような事情からも趣意金を払って外店取引の継続を願うのはやむを得ない処置でもあった。問屋側の意向を入れ、問屋取引のみを行えば、半分の荷は宙に浮き、桐生織物業は立ち行かなくなる事態も生じることが予測されたのである。

又、問屋取引一本に絞れば、問屋側の価格のしめつけが一段と厳しくなることは必然であろう。問屋取引の実態を(三)伝える文書として、文政年間に経営の行き詰まっていた書上家が、その立て直しの指針として記された「家事法立覚」

の冒頭部に当時の取引の現況が記され、それを纏めたものが(表一)である。これによれば江戸問屋向きの商高割合は三%以上あるが、利益率は一・五%、利益高割合は二二%に過ぎない。その他の江戸向けは上得意、中得意を合わせて商高は一二%に過ぎないが、利益率は五%、利益割合は二八%と問屋向けより多い。田舎口以下の分を合わせた諸国向け商高は五十八%、利益率は四%で、利益割合は五%にもなっている。

当時の書上家の商いが諸国向けに重点がおかれていたことも認められるが、江戸問屋向けの商高は多いが利益が甚だ低い様子がうかがえる。しかもこの史料は文政年間のもので、天保改革以降の外店の増加を考慮すれば、取引の増加は予測でき、この取引の実態からも問屋

(表一) 書上家取引状況

文政7～9年 3ヶ年平均

商い先	商 高 A	商高割合	利益高 B	利益高割合	利益率 B ÷ A
江戸問屋	9,200	30.7	138	22.0	1.5
江戸前売店 (上得意)	2,160	7.2	87	13.9	4.0
江戸前売店 (中得意)	1,315	4.4	92	14.6	7.0
田舎口 (信州 江州)	15,420	51.4	232	37.0	1.5
田舎商分	1,270	4.2	70	11.1	5.5
荷送帳で受取	635	2.1	9	1.4	1.4
合 計	30,000	100.0	628	100.0	

アップされる。しかも一方では農村経済の発展は、もはや中央の特権商人による統制が不可能な事態にまで進展がなされ、幕藩体制を維持してきた封建制的経済機構の破綻現象の兆しが見え始めているともとも受け取られる。

第四章 「越後屋事件」にみる政治的対立

「越後屋事件」には、前記のような経済対立以外にもう一つの対立が潜んでいる。

江戸呉服問屋仲間はいくまで幕府の施策を忠実に守るための流通規制と称し、桐生絹買次たちを訴え、その背後に幕府の権力をちらつかせている。一方、桐生絹買次たちは流通規制は桐生織物業の死活問題ととらえ、その背後には家康以来の御簞絹の由緒をもち、絹永・桑永を上納する旧桐生領（以下桐生領と称する）五十四ヶ村がひかえ、その盛衰をも担うという事態に、幕府対桐生領といった政的対立も考えられるのである。

この点に関して特に御簞絹の由緒をもち、絹永・桑永の上納地としての桐生領五十四ヶ村の特殊な形態を検討する必要がある。

一 桐生領の特殊性

前述の（史料一）の訴訟における絹買次の返答書には「桐生領五拾四ヶ村之義は、山谷地狭之村々農業而已二而難取続養蚕織物之以助力御年貢上納百姓相続仕」と述べており、（第一図）に見られるように桐生領五十四ヶ村は渡良瀬川上流とその支流である桐生川の沿岸及びそれらに挟まれた山方に開かれた、まさに山谷地狭の地である。

この地は中世以来の旧由良氏時代の領域で、新田金山の城主であった由良成繁は天正元年（一五七三）に桐生氏を滅ぼし、旧新田領内であった山田郡一本木村・広沢村・如来堂村を加えて支配し、依然として桐生領と称していた。

天正一八年（一五九）に後北条氏を滅ぼした豊臣秀吉は由良氏を常陸牛久に移封し、その後の関東の地に徳川家康を入府せしめたのである。家康は桐生領の名をそのままに、この地を天領として支配した。^(二)

五十四ヶ村の中心地であり、絹市の所在地である桐生新町は家康入府一年後の天正一九年（一五九一）の創設といわれ、いわゆる城下町ではなく、その特質である武士団を経済的に支持するような商工業は創設時には存在せず、当時は住民全部が自給自足を行うような土地で、周辺の農村と生活様式においても大きな格差をもつような状態ではなかった。そんな意味でも新設当初から町民にとっては極めて自由な土地柄であり、階級格差や自由を束縛するような法制も引かれなかった。それが後々の商業発展の基盤として有利な展開をもたらしたといえよう。^(三)

寛文元年（一六六一）に甲府宰相綱吉が館林の城主になると、桐生領領も館林領になった。延宝八年（一六八）五月、綱吉は五代將軍となり、天和二年（一六八二）には桐生領は八十九人も旗本たちに分給されている。^(四)これに対し、桐生領民は分給では御簾絹などの由緒も失われること恐れ、又、桐生の地が衰退する因にもなるとし、天領復活を請願している。分給が決定した後で取消しは叶わなかったようだが、宝曆四年（一七五四）の書上に「天和貳年二御給地二被為仰付候節、御吉例之地二御座候間、如先例御台所入二被為仰付被下候様御願申上候処、御本丸様、御例之通、少も無相違様二可被為仰付旨、難有奉存候。依之、御割地二罷成候而も、不相変、諸役御免被遊、如先例、御絹役永、村々より、御地頭様江、年々御上納致来候」と記され、天和二年当時の処置が推察でき、分給以後も村々から各地頭へ絹永を年々上納し、その恩典が継続されたいきさつが知られる。以後、領主の変動があつても、「諸役御免、絹永上納」の定めは慶応三年（一八六七）の藩籍奉還の時まで続けられたのである。その上、八十九人も多くの支配者に分給され、一見桐生にとってマイナスのように思われるが、桐生の地には強力な領主的な支配者が存在せず、常に五十四ヶ村がまとまった行動を起こすことを可能にし、最盛期には多額の富を生み出した絹織物の生産や

流通も、桐生領民の自治的な運営にまかされていたのである。(第一図)は天保九年下久方村の木嶋源蔵が作成した桐生領御簾絹上納方村々取調帳から当時の支配体制を区別したものであるが、大名領は桐生新町、大間々、浅原村の三カ所のみで、大部分は旗本領と天領である。しかも三給地はざらであり、五給・六給といった村も存在していたのである。このような支配体制も桐生領の大きな特色であった。

更に桐生領の小物成には絹永・桑永という項目が存在する。絹永については『桐生織物史』は御簾絹の由来として六例の古文書をあげているが、いずれも徳川家康の戦勝に深い関わりをもつもので、その由緒に基づき献上を始めたものである。初期には絹織物の現物で献上されていたようだが、正保三年(一六四六)の頃より金納されるようになったと大間々町の高草木家文書の割付書に見られる。

このように金納化され、これらの高は村割りとして、毎年、特別負担として上納せねばなくなると、この為には絹織物の生産を増加させ、また、金納の為には売買をして金銭を得なければならず、それには絹市を発展させ、多くの商人を集める必要も生じるようになった。こうして絹永の代永化は絹織物の生産に拍車をかけ、絹市を一層発展せしめる刺激を与える結果にもなったのである。

桑永については格別の由緒の存在はみうけられないが、天明元年(一七八七)の貫目改所設置反対の請願書に「反歩之上江植置候桑も御改之上、御高江結、五十四ヶ村二而桑束六萬八千束、吉束二而吉升永貳文宛、上納」という文言がみられ、宝暦九年の十二月の糸絹運上不認可の陳情書に「寛文中(一六六一)一六七二)より桑年貢差出し」と記されているから、その時代から絹永と同様に桐生領の特別負担として上納されるようになったと思われる。

こうした絹永・桑永の上納によって桐生は「諸役御免」とされ、度重なる運上の負担もすべて、御簾絹の由緒の地であるとの請願にて取り下げられ、加助郷なども軽減の恩典にも浴している。そのような事態は桐生の発展にとって

大きな寄与をなすものであったと推察できる。

前記に掲げた御旗絹取調帳をもつて、絹永・桑永の上納額から、養蚕地帯・織物地帯・折衷地帯の三つに識別したのが（第二図）である。織物地帯は桐生新町を中心とする地域と仁田山絹の生産地、仁田山地方に一带が主であり、養蚕・製糸は渡良瀬川の上流地域と糸市がある大間々地方を中心に展開していることが判明する。絹永の額は当初より変動がないとされるから、桐生領五十四ヶ村は既に江戸初期から地域によつて生業の分化が行われていたと認められよう。

このように展開してきた桐生絹織物の生産はどのようなものであつただろうか。（表二）は安永八年の上州・武州の絹市の取引量を示したものである。藤岡を初めとする上州・武州の絹市で莫大な量の絹織物等の取引が行われているが、桐生における絹織物の取引量が以外に少ない。それはここに掲げられた絹の大半は白生絹であり、これらは半製品で京都に送られ、練・染・張の仕上加工を経て初めて完成品として市場に出されるのである。そのため多くの生産地においては江戸や京都の呉服問屋に取引の主導権を握られ、吉井や富岡には江戸呉服問屋宛の絹市への来場を依頼する文書が残されて⁽¹¹¹⁾おり、これらの生産地の多くは江戸や京都の呉服問屋の来訪なしには成り立たなかつた様子がみられる。この表に掲げられた桐生の絹の数量の少なさは白生絹と解してよいのではないか。この時期、既に桐生では完成品の生産が盛んに行われ、独自の販売網を確保していたと思われるのである。

近世、高級絹織物は領主層の権威の象徴であり、幕府は西陣の絹織物に特別の保護を与え、西陣では生産や流通に対して統制を行い、技術の他に伝播することを防いでいた。しかし、こうした体制下でも次々と桐生に高級絹織物の織りや染めの技術の伝播がなされている。それには関東の西陣たらしめようとした幕府の意図も介在したのではないかと推測したのだが確証は得られなかつた。

(表二) 安永9年武州上州反物糸真綿取引量

(秩父図書館所蔵 高野家文書より作成)

地名	絹	太織	絹縞	絹平	太織縞	紬	縞紬	糸	真綿	
上	千疋	百疋	千疋	千疋	千疋	千疋		百貫目	百貫目	
高崎	30	10							7	
藤岡	50	10								
鬼石	10									
吉井	15	5								
富岡	18	20								
宮崎	15	8								
下仁田	10	3								
上里見	3									
室田	3									
三ノ倉	3									
惣社	0.5									
渋川	5									
前橋		5						60		
大湖								10		
大間々	10	3						0.03		
白井	3									
桐生	3							50		
境	2	1						20	10	
伊勢崎	15	5						50		
芝町	1							5		
小嶋	2	1						20		
小計	198.5	71						245.03	17	
武	16									
八幡山	15	10						50	50	
本庄	5	10						20		
深谷	4									
熊谷	15									
松山	8									
鉢形	8									
寄居	20	5								
小鹿野	10									
野上	2									
吉田	10									
大宮	30	10								
川越			15	15						
小川	10									
坂戸	10									
越生	8									
飯能	8	3								
扇町屋			10		2					
八王子			18			1	3			
青梅			20		2	1				
同新町			15		2	1				
五日市			10		1	0.3				
伊奈村			5		0.5	0.3				
拝島			5		1					
平井			5		0.5					
小計	179	38	103	15	9	3.8	3	70	50	
合計	377.5	109	103	15	9	3.8	3	315.03	67	
都合口銭 惣ノ 金 2,753両 銭 1貫文	絹紬並絹縞太織惣数ノ521,300 代金 1疋付2分 260,600兩程 口銭 1兩付50文 13,030貫文 為金 2,170兩 銭1貫文		糸惣目ノ31,500貫目 口銭 1ノ付100文 3.150貫文 為金 525兩		綿惣目ノ6,700貫目 口銭 1ノ付48文 335貫文 為金 55兩三分					

この表は、一般に天明初年の絹市の状況とされているが、秩父の絹織物関係史料を研究されている柿原謙一は、安永八年(一七七九)の実績を安永九年に作成したものとしているのでその説を採用した。

安永三年（一七七四）の張屋仲間から絹買仲間への染代値上げの請求書があり、この時期には張屋仲間という加工技術集団が存在していることも桐生の染織加工のレベルの高さを証するものと思われる。天明六年（一七八六）には、京都の紋工小坂半兵衛によつて紋織の技術がもたらされており、^(二五)『桐生織物史』に「茲に初めて名実共に関東の西陣の名を擅にするに至つた。金襴・緞子・紋天鷲絨・御召縮緬の美術的高級織物を初めとして、綿博多・八反織の大衆的織物を生産し、その用途も着尺より帯地・蒲団地・襟地と次第にその範囲を拡張した」と記され、^(一六)西陣の技術を導入し新たな技術を加え、西陣に匹敵しうる完成品の生産を可能にし、流通面においても問屋の支配から脱し、独自に多くの取引先を得て、流通ルートは江戸を始めとして関東近郊から東海道の三州・尾張・美濃方面、遠く奥州や蝦夷松前にまで及んでいたと言われている。^(一七)

こうした桐生の高級織物生産・流通は西陣にとつて打撃であり、寛文四年（一七四四）「上州桐生紗綾織立禁止」を幕府に請願したが、完全に閉め出し得ず、延享元年（一七四四）には「田舎絹、新規の問屋等へ是迄年々諸国より登り候端物員数請込み高より以後増長の儀禁止」とした通達が出され、^(一九)「田舎より端物多数織出し西陣織屋共家業差支困窮及」の状態が訪れ、西陣にとつて安価で技術的良品を生み出す桐生織物の進出は脅威になつたのである。

『桐生絹市故事』によれば、織物業の好況期であつた宝暦期（一七五一～一七六三）の桐生織物の生産量は一万五千反、紗綾織を一 反一両で販売すれば、その額は一万五千両になると見積もつている。^(二〇)

注

- (一) 『桐生略史』 三二頁
- (二) 入交好侑稿「近世後期における桐生並びのその周辺市場の発展」『幕末の特権商人』 七五頁
- (三) 『桐生織物史』 上巻 七七頁
- (四) 『桐生織物史』 上巻 七九頁
- (五) 『桐生織物史』 上巻 一六八頁
- (六) 「金谷家文書」(群馬県立文書館所蔵マイクロフィルム 二・五八・一・三・二七)

- (七) 『桐生織物史』上巻 四六～四九頁
- (八) 『桐生市史』上巻 五七八～五七九頁
- (九) 『書上家文書』B - 1 - 1 - 1 - 5
- (一〇) 『書上家文書』B - 1 - 1 - 1 - 5
- (一一) 『高野家文書』市立秩父図書館所蔵文書T・九・六より作成(この史料は安永八年(一七七九)の実績に
より同九年頃できたと判断したと柿原謙一は『秩父地域絹織物史料集』で述べている)
- (一二) 林 玲子稿「幕末・維新时期における関東の商品流通」(『歴史学研究』)二九頁
- (一三) 『星野兵四郎家文書』(群馬県立文書館所蔵マイクロフィルム八 - 1 - 四 - 1 - 七二八)
- (一四) 『桐生織物史』上巻 一五六～一五七頁
- (一五) 『桐生織物史』上巻 二四四頁
- (一六) 『桐生織物史』上巻 二五四頁
- (一七) 前記林論文 三三頁
- (一八) 佐々木信三郎著『西陣史』172頁
- (一九) 『桐生市史』上巻 七九九頁
- (二〇) 『新居家文書』(群馬県立文書館所蔵マイクロフィルム二 - 七 - 1 - 三 - 二二 - 九)

二 当時の桐生領民の動向

このように繁栄し続けていた桐生織物業も、天保三年(一八三二)に隣接地足利に市が開かれ、桐生の絹市はその影響で漸次、衰退に向かいつつあった。そして天保の奢侈禁止令によって綿との交織という新しい技術をもつ足利の織物が発展するのに対し、高級織物生産が中心であった桐生は一層苦しい状況に追い込まれる。「越後屋事件」は桐生にとってはこのような不況の時期に発生したものであった。

桐生織物の生産は高級織物が中心であり、生産過程が次第に緻密になり、分業過程が編成されるとそれに応じ分業仲間が結成されている。織屋仲間・張屋仲間・小紋紺屋仲間・糸屋仲間・糸紺屋仲間・績屋仲間・御召機屋仲間・機拵仲間・白糸機屋仲間などが直接織物業に関係する仲間(一)で、天保頃までに成立をみていることが文書で確認できる。

各仲間は規約を作成し同業者の統制を行い、仲間同志の結束を固め、張屋仲間が買次商に染代の値上げを請求するな(二)

ど、現代の労働組合的存在ともみられよう。

しかし、同じ織屋仲間でも織機一台のみの零細な織屋から、多くの奉公人を抱え外部に賃機職人を、内部に独自の加工部門をもつ巨大な織屋も存在し、階層の分化もはっきりみられる。裕福な者は資金の蓄積を行い、賃機職人などに前貸を行うなど、ますます発展するが、貧しい者は土地を質地にしたり家族を奉公に出すなど、一層苦しい状態に陥り、激しい貧富の差を生じるような事態もみられ、織物業の衰退は一層その差を激しいものにしていったのである。

こうした時期に起きた「越後屋事件」に対して桐生領民はどんな考えを抱いたであろうか。先に掲げた口上書（史料三）を見てみよう。「先方存意ニ随ひ候而八買次は不申及村々織元衰微可致者必定ニ御座候」と、問屋側の言い分に従うことは買次は勿論、織元も衰微を来すことになるとし、「前文之通年々五拾両差出し、譬今般熟談行届候而も年来積候得は、莫大之金子土地之損失ニ相成、第一御由緒之廉ニ差障り候儀を、買継之者より取極候而は、村々へ対し落ち度之至二候」と、前例のように年々五十両の趣意金で解決しても年数が重なれば莫大な金額になり御由緒にも支障を来す。これを勝手に買次が取り決めるのは村々への落ち度であり、趣意金の取決めも買次の役でないとしている。「御由緒之儀は村々より被仰立候」と、御由緒はあくまで村々のものであり、度々の運上や日光道中の助郷なども村からの陳情で中止され、三月には軍用として縮緬も献納している。今度のことも同様で村々から陳情するのが当然であると、あくまで絹織物の流通統制も御簾絹の上納を行う桐生領全体のものとし、「御由緒駈と相立居不申候而八、村々難儀ニ及候儀可有之は勿論、大切之 御吉例御由緒ニは消行可申も恐入候儀、殊ニは是迄数万之大金為御簾絹致永上納置候分、空舗損失候」「大切之 御由緒相潰れ候と渡世江相残り、残念之至ニ存候」と、御由緒の地が消え、大金を上納してきた御簾絹永も空しく、大切な由緒が潰れたと世間に伝えられるのは残念だと桐生の特殊な地が無くなることを憂え、「萬一買次仲間ニ而持はれ不申節は、村役人中は以高割入用調達被致、機屋は身柄ニ応し被致

出金一村寺人宛出府致、歎願候八、御領主様御地頭所様二而も、右件々御深察被下置候八、何様二も御進達可被下置恐多モ 東照権現様より御立被為置候御吉例御由緒大切二心得候儀、太平之御一助、別而當 御代江對し奉り候而も忠勤之筋二而御取り潰し二難相成儀、篤と事實弁別候八、と、買次仲間が費用を調達できない場合は、村高をもつて割り振り、織屋はその身分に応じ出金し、一村一人づつ、江戸にまかり出、領主様や地頭様にお問い合わせするに述べられている。この口上書は五十四ヶ村の村役人の集会の席で記されており、「越後屋事件」を桐生全領の問題としてとらえ、村をあげて戦う強い姿勢が窺われ、御簾絹上納を核にした桐生領の一致団結の様が表されている。この時期までは常に桐生領五十四ヶ村はまとまった行動を示していたのである。

しかし、このような桐生領の団結が脅かされる事件が発生した。それが安政の横浜開港の事態である。幕府は安政五年（一八五八）アメリカを始めとして、イギリス、フランス、オランダ、ロシアと次々に通商条約を締結した。横浜が開港されると、数月も経ぬ内に生糸の値段は二倍にまで値上がりし、^(三)こうした糸価の暴騰はすぐに織物価格に反映した。

既に黒船が来航した嘉永六年（一八五三）新居喜左衛門市日記の七月二十七日条に「当五月頃より御召縮緬抔も売方悪敷処、今般異國船渡来後八江戸店向一切取引等無之」と記され、^(四)この頃から既に機屋は休業や奉公人を解雇するような状況は見られ始めていた。開港はそのような状況に一層の拍車をかけたのである。

安政六年七月、桐生領村々織屋共という名の下に勘定奉行宛に第一回の愁訴状を提出している。^(五)又、桐生領下職者共一同から同年九月に年寄役の玉上甚左衛門宛に、横浜で交易御免となった三人の者を「御吉例之地ヲ忘却致、萬民之難義所之衰微不厭、已之欲心二迷」と非難し、「下職之者共諸商人御當所裏店至迄、湯命及其節は無拋難渋之者、一同打入乱入相働キ」という過激な内容の愁訴状が提出されている。^(六)同年九月には、桐生領三十五ヶ村七十三給總代

から第二回目の愁訴状^(七)が提出された。これらの三十五ヶ村には近世初期から養蚕が盛んであつた渡良瀬川の上流地域などは含まれていない。はつきりと桐生領内における生業の差による利害の対立がみられるようになる。三十五ヶ村総代は同年十月にも愁訴状^(八)を提出しているが反響はなかつた。桐生では老中宛の駕籠訴^(九)まで決行したのである。その訴状には「糸元品切相成候二付、既に渡世の者共、職業相休候様成行、右下職相稼候者共は、日々の助成にて、妻子扶助罷在候処、右次第に候間、機屋竝下職一同日々の営方差支、是迄は衣類雑具等追々賣払其日々々を漸相凌ぎ居候処、此節に至り候ては、必至難渋致詰、及飢渴候様相成、悲歎の余り最寄々々江相挙り集評いたし不穩の趣」と桐生領の下職の者共の不穩な情勢も伝えている。

幕府は在地で糸商人との間に妥協をはからせようとしたようだが効果はなかつた。二、三、四、五と四回の歎願もすべて前記の三十五ヶ村の総代によつて行われており、さすがに強固な団結を示していた桐生領にも、生業の差による利害の対立が鮮明にみられるようになる。

安政六年（一八五九）の十月から年末にかけて桐生新町では数件の張訴が起きている。現在桐生市立図書館が所蔵する「長沢家文書」のなかに生々しい張訴の文書^(一〇)が数点残されている。「今度横浜御開港に付、糸交易相成達中御歎願に出府仕候得共、右願の筋も延日に相成候哉に承知仕候。既に糸追々高直に相成、在町一同渡世取続兼候間、依之休市いたし追訴可然と奉存候。何卒此段御評議奉願上候、其中にも糸多分買置、織屋方不承知被申候人は見留置、人々難渋も不顧不埒の至りに候間、一同打入、乱妨可仕候間左様御含可被成候。在町一統為助御座候間伏而奉願上候。已上」。「糸払底に相成、織物渡世取続相成兼、下職小商人に至迄、一統及飢渴に」とか「一統困苦の成思も昼夜無気休胸中責り炎に数日雖心勞尽之不得止事何分難捨置候へとも、小勢の智計に不及因茲一統致評議度近夜相凶、空天に響候はは、町内は軒別不残出会可致、若不參の者は不実者衆類たるへく、勿論評議の次第に依而は、及乱妨候共、加

勢の者下手人に相立不申、我等十人にて引請、為土地の身命を投打、数万の可飢難防もの也」^(一三)などから、「右名前の人よこ濱へ系送り候二付やきはらへ申候」といった、たどたどしい内容の張訴文も見られ、生糸を買い占め暴利を企む者への怒りが過激な文面になり、生活の苦しさがにじみ出ている。恐らく織屋の下職と思える身分の低い者や零細な織屋などが張訴に及んだのであろう。桐生領にも不穏な事態が察知されるに至った。

このような状況のなかで万延元年三月「越後屋事件」は幕府の指示によって示談となり解決された。不穏な事態に対し、幕府が尤も恐れたのは一揆や打毀しなどの農民の暴動の発生ではなかったか。「越後屋事件」の裁決で問屋側を是とすれば、桐生織物業の生産・流通の現状からして衰退に向かい、滅びざる事態も予測される。由緒の地、御簀絹上納地を失うことは幕府の意ではなかったであろう。かつて天明の系絹綿貫目改所設置に対して、桐生は「御簀絹御吉例之地」を掲げ請願し、穩便に事を収めている。しかし、西上州では激しい絹一揆が発生し、その処置に幕府は苦しんでいる。事件前後の桐生織物業は不況期で、裁決によっては桐生領に同様な事態が発生する可能性は予知されるものであった。しかも桐生領の大半は天領と旗本領である。もし一揆や打毀しが起きれば、その対応はすべて幕府自らが行わなければならない土地でもあり、事件の取り扱いは幕府をも苦しめるものであった。

注

- (一) 『桐生市史』上巻 八七八頁
- (二) 『桐生織物業史』上巻 一五六～一六四頁
- (三) 『群馬県蚕糸業史』下巻 三七五頁
- (四) 『桐生市史』上巻 八五八頁
- (五) 『桐生織物業史』中巻 九四頁
- (六) 『長沢家文書』一七三四
- (七) 『桐生織物業史』中巻 一六頁
- (八) 『桐生織物業史』中巻 一三～一五頁
- (九) 『書上家文書』B - 1 - 1 四

- (一) 『桐生織物業史』 中巻 一二頁
- (一) 『長沢家文書』 一七三五、一七四、一七四九、一七五、一七五一
- (一) 『長沢家文書』 一七四九
- (一) 『桐生市史』 上巻 六二六頁
- (一) 『桐生織物業史』 上巻 二二二頁
- (一) 長谷川伸三稿「幕末・維新时期北関東の農民一揆」(『地方史研究』) 一頁

「越後屋事件」には公権力対桐生領といった政治的対立の様相がみられる。呉服問屋側は幕府の施策を忠実に実施しようとして、桐生絹買次たちを訴え出たのであり、これに抗することは公権力に対する反抗になる。しかし、桐生側では、桐生織物業は単なる私企業ではなく、全桐生領の産業であり、桐生織物業に対する災いはすべて御吉例御由緒の地を汚す行為として受け止めている。故に、元禄、宝暦、天明の三運上反対の訴状の署名は織屋や買次ではなく、すべて村単位に名主・組頭が署名している。まして、幕府においては桐生領五十四ヶ村は他に例のない絹永・桑永の上納の地であり、権現様以来の由緒を擁する土地である。「越後屋事件」の判決如何は、桐生織物業の盛衰に関わり、衰退が生じれば、絹永・桑永の上納にも支障を来しかねない。このような桐生側の事情を考慮すれば問屋側の意向通りに判決を下すわけにはいかず、幕府においても複雑な要素を内在する政治的対立であった。

しかも、当時の桐生織物業は近在の足利の台頭に脅かされ、天保の奢侈禁止令の影響で不況であり、階層分化が進んでいる状態から貧富の差が一層激しくなり、生活に苦しむ貧しい者たちによる不穏な情勢も察知されていた。このような状況下で幕府も判決に苦しんでいたが、安政の横浜開港で養蚕製糸地帯と織物地帯の対立が鮮明になり、堅固な団結を誇った桐生領にも対立が生じ、不穏な情勢が一層顕著になる。この事態を迎え猶予ならずとして、幕府は「越後屋事件」を示談という形で解決したのであった。情勢の急変が示談というあっけない解決方をとらせたが、幕府にとってはやむを得ない処置であったかも知れない。

第五章 結論

以上、「越後屋事件」を経済的・政治的の二つの対立の面だと捉えてみてきたが、この事件が起きた原因としては先ず幕府の施策の失敗をあげたい。幕府は流通の統制を特権商人にまかせる政策をとったが、各地の特産物生産の進展は特権商人をもつてして統制をはかるのは困難な状態を生じるようになった。その為株仲間を解散し、幕府自らがその責に当たろうとしたが、結果は多くの仲間外商人の発生を見、それらを巻き込んだ生産流通体制を成立させた。

その後、仲間再興令をもつて仲間外商人と生産地との直取引を禁止しようとしても、一旦、自由に商取引を展開し、生産体制が確立すれば、再び統制することは支障があり困難であった。株仲間解散、仲間再興といった幕府の政策転換が「越後屋事件」を引き起こす大きな動機となったように思える。

しかし、地方の特産物地帯の発展は、もはや、従来 of 封建的経済機構をもつて押さえきれぬものではなかったのかも知れない。既にここには新しい時代の到来の息吹を感じさせるものがある。

この対立は桐生という特殊な土地を舞台にして起こり、幕府にとっては桐生は権現様以来の御由緒の存在する土地で、絹永・桑永という特殊な小成物も上納する地であった。しかも絹織物業は桐生領の死活を制する重要な産業であり、こうした事態が「越後屋事件」に大きく絡まっていたのであった。

しかも従来から一致団結して様々な難事にあたっていた桐生領が、横浜開港という情勢の変転で団結が崩れ、一触即発的な事態をも向かえることになる。

「越後屋事件」には、この二つの対立のほかに江戸呉服問屋対仲間外商人といった対立も含まれているが、これについては別の機会で述べてみたい。

権現様の由緒を有し、絹永・桑永の上納地であった桐生に対する事件であったに、幕府にとっては頭の痛い事件であったと思う。しかし、開港という事態に素早く示談で解決したのは良策であったようだ。問屋側にしても開港で生糸は問屋を通さず横浜に直送され輸出される状況は、一地方の桐生に関わっているような情勢ではなかった。

御簀絹という他に類のない由緒をもつ桐生であるが、公権力や巨大な江戸呉服問屋に対して、一步も引かず、一丸となって戦った桐生領民の結束を評価したい。示談という形で、従前通りの解決を見たのは桐生織物業にとっては何よりのことであった。横浜開港という外圧から生糸の品薄、高騰で、織物生産は不振を極め、内部には激しい対立を生じ不穏な社会情勢を現出せしめることになったが、織物業が滅亡する事態にいたらなかったのをよしとしたい。

「越後屋事件」は桐生という一地方の出来事であったが、その対立の中に政治的、経済的、社会的といった様々な要因を内在し、それらが複雑に絡み合って幕末の世相の中に展開されたのであった。この事件の流れに新しい時代への転換が察知される。

横浜開港で苦境に陥った桐生絹織物業もやがて生糸の値の安定とともに回復に向かい、近代以降は我が国を代表する絹織物産地として国内外に華々しい活躍を続けることになる。しかし、そうした蔭に公権力や巨大な問屋の圧力に屈することなく、生産流通を守り通した絹買次たち、その背後から一丸となってそれを支え続けた桐生領民の力が、発展の礎人あつたであろうことを見逃してはならない。

現代の桐生においては「越後屋事件」は既に忘れ去られようとしているように思われる。しかし、桐生絹織物を守り続けた絹買次や領民の力を再認識し、後世に伝えていく必要があるのではないか。

あとがき

本論文は、修士論文として提出した「幕末期、桐生「越後屋事件」にみる二つの対立」を。凡そ、三分の一に縮めて書き直したものである。紙数の関係で関係する研究論文の紹介など省略した部分も存在する。

本論文の下地となった「書上家文書」は桐生市立図書館が所蔵され、桐生絹買次の中核として活躍された書上家の文書である。享保の頃から昭和初期まで、二百余年に渡り、目録の表題数だけでも三千点に及ぶ膨大な文書量である。昭和初期に十二代当主の文左衛門氏がこれらの文書を分類、整理され、表紙に重要、役用などの貼り紙もみられるのも同氏がなされたものといわれている。

論文に引用した「安政七申年中 桐生絹買次仲間舊記」は、美濃判の用紙を綴ったもので、天・地の二分冊に分かれ、最初に元禄・宝暦・天明の三運上に反対した陳情文を掲げ、「越後屋事件」に關係する江戸呉服問屋との往来文書や訴訟関係の文書を集め、事件解決直後に作成されたものである。特に文中に日記風にその間の経過を伝える文章が挿入され、事件当時の動きが克明に記されている。恐らく越後屋事件を後世に伝えることを意図し作成されたものと思われる。表紙には重要・仲間の貼り紙がなされ、文左衛門氏もこの文書の重要性を痛感されていたのであろう。地元の人にも忘れ去られようとしている「越後屋事件」であるが、桐生絹織物の歴史にとっては大きな意義をもつ事件として、これを後世に伝えるこの文書の存在を評価したい。